

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成26年度 諮問受理第180号	平成26年12月9日 付け大生保生第 1228号	平成26年9月29日	福祉局が、大健福第6515号「想像 ( )・思い込み( )」発行 件(答申第332号)否認出来るもの求 める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月2日付け大 生保生第862号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	「ICD-10」大阪市所属運用マニュアル・厚生労働省告示 第158号・厚生労働省告示第4号 大情審答申第272号調査資料別表1・2調査資料、答申第332 号「大健福第6515号「想像・思い込み」件 大生保生第1055・1057・1085・1086・1099・1170・1168・ 1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317号「公」件 大生支第469号「不非開示」件(H20.3/31・4/1ケース 記録票) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」件、市民の声 No.1101-12232-001-01(保護課)、1101-11587-001-01(生野 区生活支援)、大生総第84・52号「聞き取り書面」件、 大生保生第574・604・624号「不非公開」件(答申第332号) 等々 <法令「レセプト」に基づく規定>大健福第3955号「公」件 (答申第332号)  実施機関は、「『想像( )・思い込み( )』発行 件」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答 申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保 護業務の手続に関する事」に該当すると判断したため、 (か)欄に記載の決定を行った。
2	平成26年度 諮問受理第187号	平成26年12月24日 付け大生保生第 1300号	平成26年10月7日	答申第332号「大健福第6151号」想像 ( )の発行・思い込み( ) の発行件は、法令除く場合「 - 4 - (2) イ」決定事項より、法第50条 以外の発行示す為、「権利の濫用」 (ア・法第50条)不相当。生活保 護法第50条以外の発行理由「法令 外」求む。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月17日付け大 生保生第968号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの 決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指 導)」理由要す。 行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務 「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の 元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。  実施機関は、「想像( )の発行・思い込み( )の発 行件」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、 答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活 保護業務の手続に関する事」に該当すると判断したため、 (か)欄に記載の決定を行った。
3	平成26年度 諮問受理第188号	平成26年12月24日 付け大生保生第 1302号	平成26年10月8日	添付する大生保生第839号「不非開 示」件は、大生保生第449・501号 「不非開示」件の相違する記載か ら、生野区生活支援の不非開示理由 (記載)一慣性欠き、市民の声 No.1101-12232-001-01、1101-11587- 001-01が、「発行理由不明」(大生 保生第251・1398号不非開示件)基 づく、想像・思い込み発行「大健福第 6515号」件(法令外)答申第332号下 ル為、「相当の理由」法令外示すも の求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月17日付け大 生保生第969号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの 決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指 導)」理由要す。 行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務 「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の 元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。  実施機関は、「想像・思い込み発行」との記載から、(え) 欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)に いう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関する事 」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を 行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
4	平成26年度 諮問受理第189号	平成26年12月24日 付け大生保生第 1304号	平成26年10月8日	総務局は、添明資料「大生支第470号 不非開示」件、市民の声No.1101- 12232-001-01(保護課見解)・1101- 11587-001-01(生野区生活支援見 解)を大総務第e-3・e-26・e -9号「書面」件が、「自立支 援医療」主張から、保護課相違の 為、保護課見解否定求める。大福 祉第3281号「市民の声6点」回 答する保護課見解の「発行不適切」 をも否定するもの求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月17日付け大 生保生第970号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの 決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指 導)」理由要す。行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務 「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の 元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。  実施機関は、「『自立支援医療』主張から、保護課相違の 為、保護課見解否定」との記載から、(え)欄に記載の公開 請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への 照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると 判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
5	平成26年度 諮問受理第190号	平成26年12月24日 付け大生保生第 1306号	平成26年10月8日	別添「大生保生第834号」(公却)権 利の濫用は、今日までの行政処分無 い大健福第4090号「社保保発第 0330001号」-1-(3)決定事項の 為、生野区生活支援の同通知規定 -4(2)ア異なる。又、市民の声 No.1101-11232-001-01(保護課) 「生野区生活支援の事実行為を答え られず、分からない」交付からも、 「何を」主張かの解明要す為、 再請求する。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月17日付け大 生保生第971号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの 決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指 導)」理由要す。行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務 「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の 元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。  実施機関は、権利の濫用と解されることを理由とした公開請 求却下決定に係る決定通知書である大生保生第834号と同じ内 容を再請求するものであることから、(え)欄に記載の公開 請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への 照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると 判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
6	平成26年度 諮問受理第192号	平成26年12月24日 付け大生保生第 1310号	平成26年10月10日	大阪市職員は、大生支第470号「不 非開示」件、(H22.2/17)別添 が、生活保護法第4条見解分から ず、H22.2/19「謝罪」を市民 の声No.1101-10667-001-01(保護 課)回答「大政第e-43号」・市 民の声No.1001-10240-001-01(市民 局人権室啓発担当)回答 1110- 20042-001-01(市民局 ) 回答の全面謝罪「発行不要」(不 適切)を水掛論。否認するも の求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年10月17日付け大 生保生第981号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認(否定)するもの 決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行(指 導)」理由要す。行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務 「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の 元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。  実施機関は、「全面謝罪『発行不要』(不適切)を水掛論」 との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第 332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業 務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
7	平成26年度 諮問受理第196号	平成26年12月25日 付け大生保生第 1330号	平成26年10月2日	別添「市民の声No.1101-12232-001-01(保護課 回答H23.11/8)」添明資料(計2点)より、「補正依頼」続く請求却類は、保有気配無く明らかな不当行為。但し、回答を誤りとするなら保有見込む。回答否認する市民局・総務局(監察・情報公開G)の福祉局との整合性示すもの求める。(否定するもの)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年10月14日付け大生保生第933号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」(主張「大生保生第529・766号」不非開示)件等々の「謝罪(H22.2/19)」を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件(H22.2/17)・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声6点回答」・大政第e-43号「市民の声12点回答」・e-8号「24区回答」等々(法第50条欠く)  実施機関は、(え)欄に記載の市民の声回答2点がともに主治医に対する診療状況照会に関するものであることから、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
8	平成26年度 諮問受理第208号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1375号	平成26年9月16日	大健福第1916・1918号「局の24区指導」・3955号「大健福第1916・1918号「精神通院医療確認調査」「他法活用検討依頼通知」件から、前書面欠如する元「適切」主張する職員は、「何を」主張しているのか分かるもの求める。(他法使うもの等)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月30日付け大生保生第834号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件(H22.2/17)以降、市民の声No.1101-12232-001-01(局見解)、1101-11587-001-01(区見解)の相違具体的明確なH19.10/7「医療要否意見書」主張示すもの 但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。 大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不件 生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「ICD-10」相違。 大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号(ネット上公開) 「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4号(生活保護手帳)等々、「福祉のあらし」(冊子)  実施機関は、「『精神通院医療確認調査』『他法活用検討依頼通知』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
9	平成26年度 諮問受理第211号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1381号	平成26年10月23日	福祉局は、「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」-6(2)本庁業務委託医師から、大健福第1916号「他法活用検討依頼通知」決定事項は、大生支第470号(H22.2/17)「不非開示」件(「」欠く元、職員の全体作り、H22.2/19「全面謝罪」の水掛論する「一部」作為的の「一部謝罪」主張する処分不要!	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月5日付け大生保生第1067号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反(自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件) 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。(=大健こ第411号H26.10/22) 法律第123号(ICD-10コード基準)当局見解の否認は、不法行為。  実施機関は、「『他法活用検討依頼通知』決定事項は、大生支第470号(H22.2/17)『不非開示』件」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
10	平成26年度 諮問受理第212号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1383号	平成26年10月23日	平成22年2月19日「謝罪」から、当日の「全面謝罪」を「全面」する「一部謝罪」作り、「通院無い不知」強調して、指導した発行正当化だが、「不知」違法行為「大生支第470号「不非開示(レセプト等非該当者見解)」件(H22.2/17)相違続ける職員言動は、大個審答申第57号を反則する為。地公法第32条違反。処分不要の理由求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月5日付け大生保生第1068号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反(自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件) 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。(=大健こ第411号H26.10/22) 法律第123号(ICD-10コード基準)当局見解の否認は、不法行為。  実施機関は、「『通院無い不知』強調して、指導した発行正当化」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
11	平成26年度 諮問受理第213号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1385号	平成26年10月23日	「社援発第2458号」不件とうり、大健福第6515号「法令外」(想像・思い込み件一致の「レセプト」該当欠く見解「大生支第470号」不非開示件一致する「大生保生第635・636・912・935・860号」不非開示(レセプト無い)件一致する「大生保生第251・1398・98・950・501号」不非開示(法第50条無く、「レセプト」6・7一致無)件が、「レセプト」免除する生活保護法第4条免責する法令外求める!	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月5日付け大生保生第1069号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反(自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件) 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。(=大健こ第411号H26.10/22) 法律第123号(ICD-10コード基準)当局見解の否認は、不法行為。  実施機関は、「『法令外』(想像・思い込み件一致の『レセプト』該当欠く見解」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
12	平成26年度 諮問受理第215号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1389号	平成26年10月23日	大生支第470号「不非開示」件から「権利の濫用」理由欠く、大情審答申第316号調査資料「大政第188号」「大政第e-358号」は、所定様式取り扱いする規定欠「大健こ第258・145・311号」不件からも、法律第123号規定外の「神経症」(インターネット上「軽症」示す)は、「福祉のあらまし(冊子)」の「高額治療者(重度かつ継続)」厚生労働省告示第158号とも異なる過去診扱う生野区生活支援が、法律第144号第50条「指導」理由欠く為、職権濫用。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月5日付け大生保生第1071号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反(自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件) 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。(=大健こ第411号H26.10/22) 法律第123号(ICD-10コード基準)当局見解の否認は、不法行為。  実施機関は、「法律第144号第50条『指導』理由欠く為、職権濫用。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
13	平成26年度 諮問受理第222号	平成27年1月19日 付け大生保生第 1449号	平成26年9月2日	大情審答申第272号調査資料別表1・2を職員理解出来ず、「補正依頼」大量の大生保生類・大市民類・大総務e-類・監類が、続く根拠「職員の答申不満」浮上する「生活保護法第50条」と「6・7」の因果欠如した同答申見解を争う「職員」大生総第(84)・52・106号件・大市民第6121号件・大健福第(6054)1098号件・大総務監第54号件・大総務第e-6号件、等の「社援保発第0330001号」主張は6・7因果否定した答申第272号見解不満示すもの。答申尊重義務負う「職員」の医師法違反否定出来るもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月12日付け大生保生第790号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び、全件(大生支・大健福) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料(大政第188号「公」件)<6・7押印違法行為> 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大福祉第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症(抑うつ状態)」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。  実施機関は、「『生活保護法第50条』と『6・7』の因果」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
14	平成26年度 諮問受理第223号	平成27年1月19日 付け大生保生第 1451号	平成26年9月5日	大情審答申第272号・332号の大生支第113号「不」件・大市民第6127・大生保生第574号「不」件・大福祉第6290・5580号「不」件・大福祉第1371・1951・2026号「不」件等は、大生保生第1055・1057・1085・1086・1168・1294・1263・1265・1099・1170・1313・1314・1317号「公」件相違する為、「権利の濫用」根拠欠如から、「神経症」判明する(規定有・無)請求する。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月10日付け大生保生第769号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び、全件(大生支・大健福) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料(大政第188号「公」件)<6・7押印違法行為> 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大福祉第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症(抑うつ状態)」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。  実施機関は、「『神経症』判明する(規定有・無)請求する。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
15	平成26年度 諮問受理第224号	平成27年1月19日 付け大生保生第 1453号	平成26年9月8日	先例答申第272号調査資料1・2からは、6・7押印「法的根拠」欠如が、同一通知類決定事項再三「権利の濫用」扱い分ならず、生活保護制度上6・7資料欠如からも、「ゴム印」作成する法律求む!	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年9月12日付け大生保生第791号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び、全件(大生支・大健福) 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料(大政第188号「公」件)<6・7押印違法行為> 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大福祉第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症(抑うつ状態)」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。  実施機関は、「6・7押印『法的根拠』欠如」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
16	平成26年度 諮問受理第237号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1604号	平成26年11月14日	大福祉第1951号「ICD-10コードは、神経症の規定がないため」不件(答申第332号)とうりを「レセプト(神経症)」大個審第55・58号・大個審第57号「大生支第470号(不非開示件H22.2/17)が対象外(非該当者)示すものから、「権利の濫用」(医師指導)理由欠く、法第4条対象外明白。それでも、医師指導(法第50条・通知ア)「必要」とするもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月28日付け大生保生第1174号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条)大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「医師指導(法第50条・通知ア)『必要』とするもの求める。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
17	平成26年度 諮問受理第238号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1606号	平成26年11月14日	こころの健康センター見解「大健こ第258・145・311号」不件否定する生野区生活支援「大生保生第811号」部公17件(H26.9/22)は、説明資料「社援第1533・2458号」不件(法律第123号見解)否認する自立支援医療(精神通院医療)の概要」の神経症性障害(F40~F48)扱う「神経症」生野区女性の医師指導(法第50条)可能とする適法性的確な職権示すもの、分かるもの求める!	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月28日付け大生保生第1175号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条)大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「『神経症』生野区女性の医師指導(法第50条)」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
18	平成26年度 諮問受理第239号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1608号	平成26年11月14日	健康局は、市民の声No.1419-20003-001-01(H26.11/4) 回答が、大健こ第258・311号「不」件否認のみならず、大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等否定するが、生野区生活支援「大生保生第1317号」自立支援医療(精神通院医療)の概要」職権示すもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月28日付け大生保生第1176号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条)大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「『自立支援医療(精神通院医療)の概要』職権示すもの求める。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
19	平成26年度 諮問受理第240号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1610号	平成26年11月14日	社援第2700号(H12.12/14)「社発第727号・社保第117号の観告」-5のケースワーカー等に対する研修の推進(レセプト点検の知識や経験を有する者並びに保健所職員等他法の活用図る上で有効な知識を有する者を講師として、基本的な医療の知識、レセプトの見方や点検のポイント、疾病別の処遇上の留意点及び他法他施策の活用のポイント等についての研修を行い、本庁及び福祉事務所職員の資質の向上に努めること。)規定は、具体性的確分かるもの求む。CW見解6・7追記(押印)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年11月28日付け大生保生第1177号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条)大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「CW見解6・7追記(押印)」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
20	平成26年度 諮問受理第241号	平成27年 2月26日 付け大生保生第 1612号	平成26年11月14日	法律第123号「対象外（生野区女性）」を対象とする医療扶助規定上「対象者」法第4条指導する法第50条実施した CW（発行事実）の適法主張（区）根拠欠く大生支第470号「不非開示（社援保発第0929003号・社援指発第0929001号の除外者）」見解件（H22. 2 / 17）より、全面謝罪示すが、説明資料「社援第2458号」不件とつり、「レセプト点検」基づく、対象外市民の「主治医の照会」要すもの求める！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年11月28日付け大生保生第1178号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。（地公法第32・33号違反）「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用（地公法第33条）大福祉第3281号「市民の声 6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す（答申第272号 - 第5）（CWは、精神疾患取り扱い扱えず）答申第316号調査資料（大政第188・e - 358号）  実施機関は、「対象外市民の『主治医の照会』」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医の照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
21	平成26年度 諮問受理第242号	平成27年 2月26日 付け大生保生第 1614号	平成26年11月14日	生野区生活支援は、答申第332号「大健福第6151号（職員主張した想像での CW発行「医師指導」（H20. 3 / 26の6・7追記押印）他他施策の活用は、法第4条該当欠く大福祉第1951号（ICDコード上「神経症」規定欠く）不非公開件否定の為、行政以上の回答求める指導行為が、自立支援医療取り扱い無い「生野区女性」の最善の利益（不利益否定するもの）求める！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年11月28日付け大生保生第1179号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。（地公法第32・33号違反）「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用（地公法第33条）大福祉第3281号「市民の声 6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す（答申第272号 - 第5）（CWは、精神疾患取り扱い扱えず）答申第316号調査資料（大政第188・e - 358号）  実施機関は、「『医師指導』（H20. 3 / 26の6・7追記押印）」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
22	平成26年度 諮問受理第243号	平成27年 2月26日 付け大生保生第 1616号	平成26年11月21日	審査会は、自立支援医療（重度の精神障害者）の厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第4号を否認や「ICD - 10」否定する主治医の病状照会（権利の濫用）是認するが、法令反する主治医指導が、違法免除（法律第123号は健康局の権限）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月3日付け大生保生第1202号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。（地公法第32・33号違反）「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用（地公法第33条）大福祉第3281号「市民の声 6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す（答申第272号 - 第5）（CWは、精神疾患取り扱い扱えず）答申第316号調査資料（大政第188・e - 358号）  実施機関は、「法令反する主治医指導が、違法免除」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
23	平成26年度 諮問受理第244号	平成27年 2月26日 付け大生保生第 1618号	平成26年11月21日	答申第354号「第5審査会の判断」P. 6 - 生野区役所の事務事業の適否については何ら判断するものではない。と有り、実際存在しない「神経症」の是非判明するもの求める。（ICD - 10では欠く）ICD - 10欠くのを医師診断不可。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月3日付け大生保生第1203号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。（地公法第32・33号違反）「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用（地公法第33条）大福祉第3281号「市民の声 6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す（答申第272号 - 第5）（CWは、精神疾患取り扱い扱えず）答申第316号調査資料（大政第188・e - 358号）  実施機関は、「『神経症』の是非判明するもの求める。」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
24	平成26年度 諮問受理第245号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1620号	平成26年11月21日	福祉局は、「精神医療」考え方等々 知るもの、分かるもの求める。 大阪市条例第25号 - 第1条・第2 条	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年12月3日付け大 生保生第1204号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。 (地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、 裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要 綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定 外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱 えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「『精神医療』考え方等々知るもの、分かるも の求める。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣 旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係 る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断した ため、(か)欄に記載の決定を行った。
25	平成26年度 諮問受理第246号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1622号	平成26年11月28日	生野区生活支援「大生保生第399号 (大個審答申第69号)」件は、法第 25条2項(保護変更の照会)主張有 り、「変更」指導(法第50条)する 発行(H20.3/26の6・7追記押 印)が、大生保生第902号「神経症の 規定実際存在しない見解」不件(答 申第345号)整合性欠く、又、大生保 生第1055号「公(神経症を自立支援 医療行政指導(法第50条2項))」件 整合性欠く、尚、大生保生第251号 「不非開示」(法第50条2項理由欠 く)」件の大生保生第556号「理由説 明書」(法第50条2項否認)も有る 為、「神経症」該当有・無の特定示 すもの求める!	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大 生保生第1235号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。 (地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、 裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要 綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定 外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱 えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「『変更』指導(法第50条)する発行(H20. 3/26の6・7追記押印)」との記載から、(え)欄に記載 の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治 医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当 すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
26	平成26年度 諮問受理第247号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1624号	平成26年11月28日	「大健福第6515号」代理は、思 い込みのCW発行・係長 は、想像のCW発行」件否認す る市職員(福祉局・市民局・総務 局・生野区役所)の法令違反続 (権利の濫用)再三が、法令外相当 (医師指導)の理由求む!	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大 生保生第1236号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。 (地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、 裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要 綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定 外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱 えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「思い込みのCW発行」との記載から、 (え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に關 する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決 定を行った。
27	平成26年度 諮問受理第248号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1626号	平成26年11月28日	「社発第727号」第3医療扶助実施方 式-2(1)イ他法他施の活用の別紙2 号に留意すること。第3-1(3)ウ (イ)他法他施策により行われることが 明らかなき。以上から、「神経 症」明らか求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大 生保生第1237号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。 (地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、 裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要 綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定 外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱 えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「他法他施の活用の別紙2号」との記載から、 (え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に關 する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決 定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
28	平成26年度 諮問受理第249号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1628号	平成26年11月28日	生野区生活支援は、受診していない経過の中でも、医療券発送続ける「自動発券」理由求める。(未受診不知主張) 大個審答申第60号は、未受診続行中「医療券」発行。未使用医療券の返送義務ありません回答有。( )	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大生保生第1238号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「受診していない経過の中でも、医療券発送続ける『自動発券』理由求める。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
29	平成26年度 諮問受理第250号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1630号	平成26年11月28日	精神科嘱託医師(社発第727号-第2規定)見解欠く元、「実際存在しない」ICD-10見解有る神経症(大生保生第902号「不」件答申第345号)を医師指導する理由求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大生保生第1239号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「神経症(大生保生第902号「不」件答申第345号)を医師指導する理由求む。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
30	平成26年度 諮問受理第251号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1632号	平成26年11月28日	生野区生活支援「権利の濫用」主張する主治医の病状照会(答申「こ」)は、法律第123号否定する根拠求む!	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大生保生第1241号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「主治医の病状照会」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
31	平成26年度 諮問受理第252号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1634号	平成26年11月28日	障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)「ICD-10」以外取り扱う生野区生活支援「法令外」医師指導する CW(H20.3/26の6・7追記押印した「可」法第25条2項保護変更)発行は、他法他施策の活用(社発第246号第6章)以外の見解求める!(神経症)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月10日付け大生保生第1242号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。(地公法第32・33号違反)「実際存在しない」決定事項が、裁量権欠く為、医師への職権濫用(地公法第33条) 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」発行不当行為。「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)は、精神疾患取り扱い規定が、区役所生活支援規定外示す(答申第272号-第5)(CWは、精神疾患取り扱い扱えず)答申第316号調査資料(大政第188・e-358号)  実施機関は、「H20.3/26の6・7追記押印」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
32	平成26年度 諮問受理第254号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1638号	平成26年12月9日	「プライバシー侵害」する他法他施策の活用欠いた生野区生活支援「主治医の病状照会」不要行為見解「大福祉第3281号（市民の声6点 回答）」から、「不要」調査及び指導す違法行為否定可求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月18日付け大生保生第1276号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	<p>障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20.3/26.CWは、想像（ ）・思い込み（ ）の発行」イ件」（H24.1/27主張）大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・354号・諮問中、有）生野区女性は、通院治療欠元、「発行（医師指導）」理由欠く。</p> <p>大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々有。大個審答申第55・57・58・60・62号有。</p> <p>実施機関は、「『主治医の病状照会』」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。</p>
33	平成26年度 諮問受理第255号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1640号	平成26年12月9日	生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」否定する権利の濫用は、「第4章医療扶助運営要領」否認するもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月18日付け大生保生第1277号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	<p>障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20.3/26.CWは、想像（ ）・思い込み（ ）の発行」イ件」（H24.1/27主張）大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・354号・諮問中、有）生野区女性は、通院治療欠元、「発行（医師指導）」理由欠く。</p> <p>大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々有。大個審答申第55・57・58・60・62号有。</p> <p>実施機関は、「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱」否定する権利の濫用」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
34	平成26年度 諮問受理第256号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1642号	平成26年12月9日	障害者総合支援法違反する主治医の 病状照会（医師法第20条違反する医 療対策行政指導市民の声No.1001- 12776-001-01H22）は、生活保護法 第50条行政指導に従え実施した（権 利の濫用理由）CWが、大福祉 第3281号「市民の声 回答6点」 見解の（自立支援医療可能性欠く 為、発行不要）生活保護法第4条違 反免責根拠	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年12月18日付け大 生保生第1278号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。 法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20.3/26. CWは、想像（ ）・思い込み（ ）の発行」イ 件」（H24.1/27主張） 大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・ 354号・諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由 欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・ 1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・ 950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・ 27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・ 501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・ 809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号 「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。  実施機関は、「主治医の病状照会」との記載から、（え）欄 に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう 「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」 に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行っ た。
35	平成26年度 諮問受理第257号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1644号	平成26年12月9日	人事室は、自立支援医療（精神通院 医療）取り扱い欠く市民（生野区女 性）を生野区長が、「精神通院医療 （自立支援医療）」該当者主張続行 の障害者総合支援法（旧障害者自立 支援法）違反を容認根拠	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年12月18日付け大 生保生第1279号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。 法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20.3/26. CWは、想像（ ）・思い込み（ ）の発行」イ 件」（H24.1/27主張） 大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・ 354号・諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由 欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・ 1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・ 950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・ 27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・ 501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・ 809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号 「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。  実施機関は、「『精神通院医療（自立支援医療）』との記載 から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に 関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の 決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
36	平成26年度 諮問受理第258号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1646号	平成26年12月9日	総務局は、自立支援医療（精神通院医療）取り扱い欠く市民（生野区女性）を大総務第e-3（e-26・e-9）号 まとめる自立支援医療（精神通院医療）」理由等求める。大生保生第860号「不非開示」件有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月18日付け大生保生第1280号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20.3/26. CWは、想像（ ）・思い込み（ ）の発行」イ件」（H24.1/27主張） 大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・354号・諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号 「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。  実施機関は、「自立支援医療（精神通院医療）」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
37	平成26年度 諮問受理第259号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1648号	平成26年12月9日	市民局は、自立支援医療（精神通院医療）取り扱い欠く市民（生野区女性）を大市民第6121号（H23.2月作）「職員（ ）まとめ」理由等（裁量権）求める。大生保生第16号「不非開示」件有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年12月18日付け大生保生第1281号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20.3/26. CWは、想像（ ）・思い込み（ ）の発行」イ件」（H24.1/27主張） 大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・354号・諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号 「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。  実施機関は、「自立支援医療（精神通院医療）」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
38	平成26年度 諮問受理第260号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1650号	平成26年12月9日	福祉局は、「ICD-10」(所属運用マニュアル)否定する生野区役所生活支援「主治医の病状照会」(権利の濫用理由)容認する根拠求む。(理由等)!(法律外指導「主治医の病状照会」理由等要す。)通知類取り扱う根拠「障害者総合支援法・旧障害者自立支援法」	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月18日付け大生保生第1282号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項「大健福第6515号」H20.3/26.CWは、想像( )・思い込み( )の発行「イ件」(H24.1/27主張)大生保生第574・579・684・902号「不」件(答申第332・354号・諮問中、有)生野区女性は、通院治療欠く元、「発行(医師指導)」理由欠く。大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々有。大個審答申第55・57・58・60・62号有。  実施機関は、「『主治医の病状照会』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
39	平成26年度 諮問受理第261号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1652号	平成26年12月9日	社援第2700号「社発第727号・社保第117号」-社発第727号-第2-本庁課規定(精神疾患)、第3-他法他施策の活用が明らか規定、以上から、「権利の濫用」理由欠く生野区女性(区CWの思い込みや想像の偏見「大健福第6515号」件)の区免責求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年12月18日付け大生保生第1283号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項「大健福第6515号」H20.3/26.CWは、想像( )・思い込み( )の発行「イ件」(H24.1/27主張)大生保生第574・579・684・902号「不」件(答申第332・354号・諮問中、有)生野区女性は、通院治療欠く元、「発行(医師指導)」理由欠く。大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々有。大個審答申第55・57・58・60・62号有。  実施機関は、「第3-他法他施策の活用が明らか規定」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
40	平成26年度 諮問受理第262号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1654号	平成26年12月22日	福祉局作成「他法他施策活用検討依頼通知」(大情審答申第272号-第5-4(3)保護課提出する調査資料別表2)取り扱う担当者分かるもの求める!大健福第1918号「24区指導通知」見解	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1338号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。大政第188号「答申第316号調査資料。又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。市民の声回答類大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「『他法他施策活用検討依頼通知』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
41	平成26年度 諮問受理第263号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1656号	平成26年12月22日	大総務第e-290号「開示」する公開請求書37枚中の「想像( )・思い込み( )」のH20.3/26CW発行(担当医師指導)件、不服申立書5枚中「大健福第6290号」不件・大生保生第624号「不」件、大生保生第539号「理由説明書」(答申第316号)、等々は、いずれも非該当者示すもの決定事項事由[大政第188号「資料」・e-358号「資料」]明白を大総務第e-128号「公開」・e-195号「公開」・e-255号「公開」の法令上「生野区女生」自立支援医療該当求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1340号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。大政第188号「答申第316号調査資料」。又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「H20.3/26 CW発行」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
42	平成26年度 諮問受理第264号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1658号	平成26年12月22日	大総務第e-128号・e-195号・e-255号の決定事項「公開」実施する法令上の「生野区女性」自立支援医療取り扱い欠いて、自立支援医療主張e-3号「 」法令根拠求める。 大総務第e-291・292号「権利の濫用」理由	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1341号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。大政第188号「答申第316号調査資料」。又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「自立支援医療取り扱い」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
43	平成26年度 諮問受理第265号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1660号	平成26年12月22日	大阪市職員は、堂々巡りする他法他施策の活用争うが、既に非該当市民認識の元、「主治医の病状照会(法第50条)」6・7の生活保護法第4条解釈不可能「神経症」(「ICD-10」上、実際存在しない)理解での、CW理由示すもの求める。 (「ICD-10」否定するもの)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1342号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。大政第188号「答申第316号調査資料」。又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「『主治医の病状照会(法第50条)』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
44	平成26年度 諮問受理第266号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1662号	平成26年12月22日	大福祉第3281号「保護課市民の声回答6点」 大政第e-43号「#12点」 大政第e-50号「市民局市民の声回答1点」 内、生野区生活支援の「権利の濫用」該当するもの求める。 (主治医の病状照会の的確示すもの)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1343号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。 大政第188号「答申第316号調査資料」。 又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。 「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。 市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「(主治医の病状照会の的確示すもの)」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
45	平成26年度 諮問受理第268号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1666号	平成26年12月22日	市民の声No.1101-11589-001-02「病状照会を使用しているわけではありません」保護課回答( )H23.12/17、1101-10570-001-01「自立支援医療の適用の可否を確認するための病状調査なので、通院しておられなかったため、確認は、不要」保護課回答( )H23.8/16、等々 大福祉第3281号「開示」は、生野区女性見解示すものであり、H20.3/26「主治医の病状照会」不要明白化が、「権利の濫用」理由欠く明確の為、適法示すもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1345号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。 大政第188号「答申第316号調査資料」。 又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。 「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。 市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「H20.3/26『主治医の病状照会』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
46	平成26年度 諮問受理第269号	平成27年2月26日 付け大生保生第 1668号	平成26年12月22日	「生野区女性」の診療報酬明細書(レセプト)は、第13章、社援保発第0929003号・社援指発第0929001号の「他法活用検討依頼通知(大阪市所定様式)」除外されている大生支第470号「不非開示」件有、生野区生活支援もH19/9月「レセプト」除外・H19/12月「レセプト」除外、まさにH20.3/26「発行(医師指導)」理由欠く為、「権利の濫用」法的根拠欠く。寄って、<医師指導必要性求める!>	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月5日付け大生保生第1346号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。 大政第188号「答申第316号調査資料」。 又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。 「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。 市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「H20.3/26『発行(医師指導)』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手続に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
47	平成26年度 諮問受理第279号	平成27年3月25日 付け大生保生第 1809号	平成27年1月19日	大生保生第364号 診療所「診療状況について(回答)が、神経症性障害の扱いするH26.6/24決定事項から、「神経症」実際存在しない見解「大福祉第1951号」不件(答申第332号)相反する為、「神経症」は「神経症性障害示すもの実際存在しない大健こ第311号」不件相反合わせ、生野区生活支援6・7追記する「神経症」は神経症性障害F40～F45・F48の内から決定求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月26日付け大生保生第1486号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年2月9日	CW生活保護法第64条違反する法第25条2項違反。生活保護法第4条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 大福祉第4515号「不」件(答申第366号) 「ICD-10」(答申第316・332・345号) 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私(異議申立人)は、個人情報欠く。(6・7追記理由欠く)答申第272・366号、316号・332・345号(大個審答申第57号) (大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々)  実施機関は、「生野区生活支援6・7追記」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
48	平成26年度 諮問受理第280号	平成27年3月25日 付け大生保生第 1811号	平成27年1月19日	大情審答申第272号調査資料別表1「市民の声No.0967-10056-001-01(H21.4/20受付回答)第7精神医療取扱要領」・答申第316号調査資料「大政第188号の自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱別紙4・自立支援医療費支給認定通則実施要綱別紙1・別記自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定指針等々 以上から、生活保護法第50条(医療担当規定第9条)欠いた生野区女性「病名抑うつ状態」の特定求む。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月26日付け大生保生第1487号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年2月9日	CW生活保護法第64条違反する法第25条2項違反。生活保護法第4条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 大福祉第4515号「不」件(答申第366号) 「ICD-10」(答申第316・332・345号) 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私(異議申立人)は、個人情報欠く。(6・7追記理由欠く)答申第272・366号、316号・332・345号(大個審答申第57号) (大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々)  実施機関は、「自立支援医療費(精神通院医療)」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
49	平成26年度 諮問受理第281号	平成27年3月25日 付け大生保生第 1813号	平成27年1月19日	「他法活用検討依頼通知」「診療状況について」(回答)(CWは、市所定様式否認する発行H20.3/26)整合性欠く生野区生活支援の(欠いた主張続行中H20～H27)「レセプト」回答なら、「他法活用検討依頼通知」扱う根拠	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年1月26日付け大生保生第1488号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年2月9日	CW生活保護法第64条違反する法第25条2項違反。生活保護法第4条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 大福祉第4515号「不」件(答申第366号) 「ICD-10」(答申第316・332・345号) 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私(異議申立人)は、個人情報欠く。(6・7追記理由欠く)答申第272・366号、316号・332・345号(大個審答申第57号) (大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々)  実施機関は、「市所定様式否認する発行H20.3/26」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
50	平成26年度 諮問受理第282号	平成27年3月25日 付け大生保生第 1815号	平成27年1月30日	障害者自立支援法（法律第123号）の熟知欠いた補正依頼する総務局・市民局・福祉局・生野区役所（総務課・生活支援）は、大健こ第258・311・145号「不」件否認する却下（特定不可）続行多量の為、答申調査資料「大政第188号」（316号資料類）から、「神経症」求める。「権利の濫用」法第4条件有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年2月6日付け大生保生第1532号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年2月19日	大情審答申第272号・332号「大福祉第1951号・大健福第6290号」不件・345号「大生保生第902号」不件等、「ICD-10」の実際存在しない「神経症（抑うつ状態）」事案。「社発第727号」「社保第117号」（答申第332号「大健福第3709号」） 大生保生第449・499・501号「不非開示」件等々、6・7追記事由欠如する為、大生支第470号「他法活用検討依頼通知」不非開示（対象外）件至る。（大健福第1918・3954・3955号答申第332号）  実施機関は、「『神経症』求める」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
51	平成26年度 諮問受理第283号	平成27年3月25日 付け大生保生第 1817号	平成27年1月30日	生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員（嘱託医師）要綱（「社発第727号」「社保第117号」「社援第2700号勧告」は、大健福第6151号「決定書」見解）とうり、要綱-6(2)精神疾患担当医師関与欠く6・7追記や関知欠く答申「諮」の違法性否定するもの求める。（医療担当不在の適正）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年2月6日付け大生保生第1533号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年2月19日	大情審答申第272号・332号「大福祉第1951号・大健福第6290号」不件・345号「大生保生第902号」不件等、「ICD-10」の実際存在しない「神経症（抑うつ状態）」事案。「社発第727号」「社保第117号」（答申第332号「大健福第3709号」） 大生保生第449・499・501号「不非開示」件等々、6・7追記事由欠如する為、大生支第470号「他法活用検討依頼通知」不非開示（対象外）件至る。（大健福第1918・3954・3955号答申第332号）  実施機関は、「精神疾患担当医師関与欠く6・7追記」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
52	平成27年度 諮問受理第12号	平成27年6月5日 付け大生保生第 211号	平成27年2月9日	生野区生活支援は、大生保生第574・604・624号「不」件（答申第332号）、大生保生第902号「不」件（答申第345号）が、「第5章精神及び行動障害」（ICD-10）、「厚生労働省の自立支援医療（精神通院医療）の概要」（ICD-10）「不」件の主治医（通院欠く為、元主治医）の病状照会（法第50条）根拠欠く為、神経症性障害（ICD-10）の「神経症（抑うつ状態）」求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年2月17日付け大生保生第1559号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年3月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号（不）件は、社援保発第0330001号否認する審査会。調査資料全点は、6・7追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20.3/26「CW発行（6・7追記）」件 医療担当規定第7条（当時は、6条）主張は、「診療状況について（回答）」作成不要。 「証明書・診断書」（医師の扱える法令書面）不同意指導（生活保護法第50条）出来る為、作成矛盾。又、事実上H20.3/26の医師の守秘義務免除する実施機関指導するCW。  実施機関は、「主治医（通院欠く為、元主治医）の病状照会（法第50条）」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
53	平成27年度 諮問受理第13号	平成27年6月5日 付け大生保生第 212号	平成27年2月19日	「生野女性」通院欠く不知供述の CW6・7追記可な生活保護法第 52条「レセプト」欠く為、同法第4 条及び25条2項反する同法第50条 は、社保第117号反則。寄って、主治 医の法的責任問えず大生保生第499・ 501号「不非開示」件とつり、6・7 追記違反。「権利の濫用」根拠欠く 元、 CW免責求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年3月5日付け大 生保生第1703号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生 野区独自」大生支第113号（不）件は、社援保発第0330001号 否認する審査会。調査資料全点は、6・7追記法令否定。 保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20.3/26 「CW発行（6・7追記）」件 医療担当規定第7条（当時は、6条）主張は、「診療状況に ついて（回答）」作成不要。 「証明書・診断書」（医師の扱える法令書面）不同意指導 （生活保護法第50条）出来る為、作成矛盾。又、事実上H 20.3/26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する CW。  実施機関は、「CW6・7追記」との記載から、（え） 欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)に いう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関するこ と」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を 行った。
54	平成27年度 諮問受理第14号	平成27年6月5日 付け大生保生第 213号	平成27年2月19日	大情審答申第272号は、「第4章医療 扶助運営要領」社発第727号から、生 活保護法第50条「医療担当規定第9 条」や社保第136号、等より、6・7 追記は、社保第117号論理でも判明す る医師法違反。「他法活用検討依頼 通知」無く、6・7追記の社援保発 第0324号反するCW。以上か ら、医師法免責するもの求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年3月5日付け大 生保生第1704号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生 野区独自」大生支第113号（不）件は、社援保発第0330001号 否認する審査会。調査資料全点は、6・7追記法令否定。 保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20.3/26 「CW発行（6・7追記）」件 医療担当規定第7条（当時は、6条）主張は、「診療状況に ついて（回答）」作成不要。 「証明書・診断書」（医師の扱える法令書面）不同意指導 （生活保護法第50条）出来る為、作成矛盾。又、事実上H 20.3/26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する CW。  実施機関は、「6・7追記」との記載から、（え）欄に記載 の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治 医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当 すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
55	平成27年度 諮問受理第31号	平成27年6月16日 付け大生保生第 246号	平成27年2月26日	平成22年2月19日「謝罪（通院欠い た発行理由の6・7追記不要）」 大福祉第3281号「市民の声6点回 答」事由一因の大生支第470号「不非 開示（H22.2/17）」件 大個審答 申第57号 大情審答申第272号「6・ 7追記する法的根拠欠く（法令欠 く）」調査資料。以上の否定する大 総務第e-3・e-9・e-26号 「」は、代理「全面謝罪」 引継ぐ 代理市民の声回答否定。 生野区生活支援6・7追記是認する 法令に基づく場合求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年3月10日付け大 生保生第1727号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098（6054）号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。職員（査察指導員）は、社保第117号実際欠く のか否か。係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号（審査会）～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない 為、神経症（抑うつ状態）示す自立支援医療「指針」欠 く。 （申立事件の陳述書とつり、審査会への異議申立人批判する 判明）  実施機関は、「通院欠いた発行理由の6・7追記不要」との 記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号 第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手 続に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記 載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
56	平成27年度 諮問受理第32号	平成27年6月16日 付け大生保生第 247号	平成27年2月26日	6・7追記する法的根拠欠く大生支第113号「不」件 答申第272号は、大生保生第1099・1170・1313・1314・1317・1344号「ICD-10」決定事項が、神経症は神経症性障害F40～F45・F48示す為、6・7追記法令に基づく場合「ICD-10」が、答申第272号整合性欠く大生支第113号決定事項の条例違反。地法公務員法第28条「故意」免責するもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年3月10日付け大生保生第1728号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年3月30日	「大健福第1098（6054）号」条例第6条～13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。職員（査察指導員）は、社保第117号実際欠くのか否か。係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号（審査会）～口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない為、神経症（抑うつ状態）示す自立支援医療「指針」欠く。 （申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する判明）  実施機関は、「6・7追記」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
57	平成27年度 諮問受理第33号	平成27年6月16日 付け大生保生第 248号	平成27年2月26日	平成22年2月19日「謝罪（大生支第470号「他法活用検討依頼通知欠く存在による非開示決定通知書」H22.2/17 大個審答申第57号H25.3/15、通院欠く為、他法施策の活用する個人情報欠く為、自立支援医療の可能性否定する発行不要見解 大福祉第3281号（6・7追記事由欠く・理由欠く）以上の否定・否認する「」職員」の法令に基づく場合。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年3月10日付け大生保生第1729号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年3月30日	「大健福第1098（6054）号」条例第6条～13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。職員（査察指導員）は、社保第117号実際欠くのか否か。係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号（審査会）～口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない為、神経症（抑うつ状態）示す自立支援医療「指針」欠く。 （申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する判明）  実施機関は、「6・7追記事由欠く・理由欠く」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
58	平成27年度 諮問受理第34号	平成27年6月16日 付け大生保生第 249号	平成27年2月26日	時系列とうり欠く「諮」答申は、大情審答申第272号否定する答申第336・366号「権利の濫用」理由の不法行為（民法第709条 公開条例第10条）事由欠き、答申第332号「大生保生第574・604・624号不件・答申第345号「大生保生第902号」不件の「ICD-10」神経症規定欠く元の大生保生第579・684号「不」件「諮」大生保生第772・857号は、事例・判例欠く見解。CWIは、私見の6・7追記「異議申立人」件のみが、「法令に基づく場合求める。（独自の法令）」	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年3月10日付け大生保生第1730号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年3月30日	「大健福第1098（6054）号」条例第6条～13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。職員（査察指導員）は、社保第117号実際欠くのか否か。係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号（審査会）～口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない為、神経症（抑うつ状態）示す自立支援医療「指針」欠く。 （申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する判明）  実施機関は、「私見の6・7追記」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会にかかる生活保護業務の手續に関すること」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
59	平成27年度 諮問受理第35号	平成27年6月16日 付け大生保生第 250号	平成27年2月26日	委員や職員は、「法的根拠欠く」不 存在による非公開・「法令欠く」不 存在による非公開の大病審答申第272 号・332号・345号等から、生野区生 活支援6・7追記が、法令に基づく 場合(社援保発第0330001号 - - 4 (2) ア・個人情報保護条例第6条) 主張(答申上(か))する。上記 「法的根拠欠く、法令に基づく場 合」資料求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月10日付け大 生保生第1731号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。 職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠く のか否か。 係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しな い為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠 く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する 判明)  実施機関は、「生野区生活支援6・7追記」との記載から、 (え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関 すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決 定を行った。
60	平成27年度 諮問受理第36号	平成27年6月16日 付け大生保生第 251号	平成27年2月26日	大政第e-8号「自立支援医療につ いて24区回答」件(大健福第1918号 「社援保発第0929003号・社援指発第 0929001号のレセプト一斉点検する他 法活用検討依頼通知の指導部局指 導」示す為、答申第727号「大阪市所 定様式(他法活用検討依頼通知)」 大生支第470号不非開示件から、別紙 「大生保生第579・684号」不件の諮 中(大生保生第772・857号)整合性 欠く 職員は、事例欠く元、法第 50条事由求める。(通院欠く過去診 の6・7追記是認した医師指導容 認)	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月10日付け大 生保生第1732号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。 職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠く のか否か。 係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しな い為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠 く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する 判明)  実施機関は、「通院欠く過去診の6・7追記」との記載か ら、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関 すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決 定を行った。
61	平成27年度 諮問受理第37号	平成27年6月16日 付け大生保生第 252号	平成27年2月26日	大政第e-8号「自立支援医療につ いて24区回答」件(大健福第1918号 「社援保発第0929003号・社援指発第 0929001号のレセプト一斉点検する他 法活用検討依頼通知の指導部局指 導」示す為、答申第727号「大阪市所 定様式(他法活用検討依頼通知)」 大生支第470号不非開示件から、別紙 「大生保生第579・684号」不件の諮 中(大生保生第772・857号)整合性 欠く 職員は、事例欠く元、法第 50条事由求める。(通院欠く過去診 の6・7追記是認した医師指導容 認)	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月10日付け大 生保生第1733号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。 職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠く のか否か。 係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しな い為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠 く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する 判明)  実施機関は、「通院欠く過去診の6・7追記」との記載か ら、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の 11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関 すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決 定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
62	平成27年度 諮問受理第38号	平成27年6月16日 付け大生保生第 253号	平成27年3月6日	通院欠く他法他施策の活用する 「6・7追記 大情審答申第272号」 は、「福祉のあらまし」(冊子)否 定及び市民の声No.1319-20010-001- 01(H25.8/14)回答書・0901- 12154-001-01(H21.11/30)回答 書の否定の大個審答申第69号「大生 保生第339号」不承認理由の医師法第 20条否認からも、個人の他法活用実 施する保護費示すもの求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月19日付け大 生保生第1785号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。 職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠く のか否か。 係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しな い為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠 く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する 判明)  実施機関は、「『6・7追記 大情審答申第272号』」との記 載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第 5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續 に關すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載 の決定を行った。
63	平成27年度 諮問受理第39号	平成27年6月16日 付け大生保生第 254号	平成27年3月6日	独自の6・7追記する大情審答申第 272号より、総務局・市民局・福祉局 平成20年3月26日「CW6・7 追記」問題の当事者(異議申立人) を孤立化させる職員倫理規則求め る。(市民排除)たらい回し悪意も 有。(H22.2/19謝罪後の作成職 員書面類)	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月19日付け大 生保生第1786号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。 職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠く のか否か。 係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しな い為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠 く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する 判明)  実施機関は、「6・7追記」との記載から、(え)欄に記載 の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治 医への照会に係る生活保護業務の手續に關すること」に該当 すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
64	平成27年度 諮問受理第40号	平成27年6月16日 付け大生保生第 255号	平成27年3月6日	「却下」目的の補正依頼大量続行中 (各実施機関)の為、保有特定不可 な請求事項は、公開条例第7条・36 条より、そもそも「保有」疑義有 り、答申第272号関連事項が、6・7 追記する CW(独自)の法令基 づく場合求める。(人事室)	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年3月19日付け大 生保生第1787号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決 定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場 合の作成。 職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠く のか否か。 係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正 論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要 す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主 張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定 実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号 「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しな い為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠 く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する 判明)  実施機関は、「6・7追記する CW(独自)」との記載 から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5 の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に 關すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載 の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
65	平成27年度 諮問受理第47号	平成27年 6月29日 付け大生保生第 357号	平成27年 4月13日	生野区生活支援は、医療券未使用を無効処理欠く「受診歴」偽造工作した他法他施策の活用する(6・7追記)生活保護法第25条2項(保護変更)条文は、本人に通知規定だが、医師へ通知「診療状況について(回答)発行)実施が、同法第50条、社援保第0330001号の - 4(2)ア決定事項=権利の濫用事案多数、又、同診療状況について(回答)使用する面談強要等禁止仮処分命令申立を行う。以上は、「受診中」偽造工作示すものとするが、法令上の「未使用医療券」が、「受診中」扱ふのを正当化示すもの。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年 4月23日付け大生保生第65号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年 5月 1日	答申第316号 - 第4 - 3・4点の平成18年10月定例査察指導員レジメ( )、3点の通知及び様式2点。 答申第332号：大健福第6290号・大福祉第1951号・大福祉第1371号・大生保生第574・604・624号事案等。 答申第345号：大生保生第902号・答申第381号：「大健こ第258・311・145号」・「大生保生第579・684号」事案等。 「生活保護の基礎知識」第14章及び第13章(平成26年度版及び例年版) 乙第36号証・乙第36号証 - 1 や社援発第72号・診療報酬明細書等の点検事務処理要領 - 第2 - 3(2)実施方法。大生支第470号「不存在による非開示決定通知書」及び大生保生第27号「不存在による非開示決定通知書」・大生支第468号「ケース記録票」・大生支第469号「ケース記録票」、等。(乙第17・73・76号証示す)  実施機関は、「『受診歴』偽造工作した他法他施策の活用する(6・7追記)」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
66	平成27年度 諮問受理第59号	平成27年 8月26日 付け大生保生第 587号	平成27年 7月10日	答申第272号 - 第5の点の区総務課保有疎明資料：第2章 - 第9：P. 907：平成21年度版大阪市の生活保護の基礎知識とうりは、他法受診中の被保護者の診療状況について(照会)が、「権利の濫用」事案：他法活用可否の主治医の照会示す為：生野区女性の場合P. 907矛盾(真逆)明らか。他法受診する被保護者以外の場合行うもの	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年 7月23日付け大生保生第462号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年 7月29日	「レセプト」等保有(私の分)から、照会基準を該当しない、「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追記矛盾。(不法行為) ケース記録票H20. 4 / 1部分、公益通報：通知書A、等。 大生支第113号「照会する法的根拠」欠く不存在による非公開決定事項：答申第272号(先例答申)とうり。  実施機関は、「他法受診中の被保護者の診療状況」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
67	平成27年度 諮問受理第104号	平成28年 1月21日 付け大生保生第 1107号	平成27年10月 5日	生活保護制度上の「医療券」未使用の返送義務を免責するもの求める。 事例の本市答申第398号(審査会の平成27年 8月21日公開)「未使用医療券の返送義務ありません」との大阪弁護士会への回答示す元、社保第87号問15の「未使用医療券返戻させる指導」規定反論の生野区生活支援。但し、自動発券事例より、医療機関 実施機関の送付実施。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年10月15日付け大生保生第743号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年10月28日	別紙の「不存在による非公開決定通知書」社援第2376号(H27. 10 / 16)とうりの厚生労働省の見解。甲第1号証から甲第26号証及び「陳述書」甲号証書類。 「事実」示すもの。 乙第1号証から乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面、等。「事実」示すもの全部：「未使用」医療券続く原因類。( 基本的人権：憲法第13条・14条、等。)  実施機関は、「未使用医療券」や欄外の「『権利の濫用』(主治医の病状照会)は無診療診察」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の手續に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
68	平成27年度 諮問受理第105号	平成28年1月21日 付け大生保生第 1105号	平成27年7月22日	答申(審査会)の事案欠く自動発 券:医療券を自動的に当該医療機関 へ直送する行為の局長通知及び課長 通知欠き、 社保第87号:昭和48年 5月1日:問15の矛盾した未使用医 療券の続行可能分かるもの、示すも の。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年7月30日付け大 生保生第489号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁 書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公 文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号(昭和60年9月30日):生活保護法による医療扶 助の適正な運営について。 医療法第6条11の第1項。甲第1号証から甲第26号証:債権 者(職員の主張)  実施機関は、「未使用医療券の続行可能分かるもの、示すも の。」との記載や欄外の「生野区生活支援が通院欠不知」な どの記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第 332号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業 務の手続に関する事」に該当すると判断したため、(か) 欄に記載の決定を行った。
69	平成27年度 諮問受理第106号	平成28年1月21日 付け大生保生第 1106号	平成27年7月22日	平成27年(ヨ)第 号:面談強要等 仮処分命令申立事件の甲第3号証 ( 診療所の診療状況について (回答))は、答申第272号-別表の 2「他法により医療の給付を受けて いる被保護者の病状等の確認につい て(P.907)の真逆の6・7追記す る生活保護法第4条・25条・50条の 照会主張(答申第332号以後)より、 甲第14号証の資料の1・2・3・4 は、P.907該当しない者示す。照会 基準:他制度上の照会する通常逸脱 が、相当の理由求める。	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年7月30日付け大 生保生第490号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁 書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公 文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号(昭和60年9月30日):生活保護法による医療扶 助の適正な運営について。 医療法第6条11の第1項。甲第1号証から甲第26号証:債権 者(職員の主張)  実施機関は、「『他法により医療の給付を受けている被保護 者の病状等の確認について(P.907)の真逆の6・7追記』と の記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332 号第5の11(2)にいう「主治医への照会に係る生活保護業務の 手続に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に 記載の決定を行った。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成26年度 諮問受理第179号	平成26年12月9日 付け大生総第169号	平成26年9月22日	生野区長は、生活支援 職員の信義則・経験則・注意義務を反する「服務規律」免責・免除、並びに「道義的責任」免除の「命令」分かるもの求める。	生野区役所総務課	平成26年10月2日付け大生総第141号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年10月23日	「ICD-10」大阪市所属運用マニュアル・厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第4号 大情審答申第272号調査資料別表1・2調査資料、答申第332号「大健福第6515号「想像・思い込み」件 大生保生第1055・1057・1085・1086・1099・1170・1168・1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317号「公」件 大生支第469号「不非開示」件（H20.3/31・4/1ケース記録票） 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」件、市民の声No.1101-12232-001-01（保護課）、1101-11587-001-01（生野区生活支援）、大生総第84・52号「聞き取り書面」件、大生保生第574・604・624号「不非公開」件（答申第332号）等々 <法令「レセプト」に基づく規定>大健福第3955号「公」件（答申第332号）  実施機関は、「『服務規律』免責・免除、並びに『道義的責任』免除の『命令』」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
2	平成26年度 諮問受理第181号	平成26年12月12日 付け大総務第120号	平成26年10月8日	総務局総務課 職員主張する大声の基準示すもの求める。退室理由の根拠（個人情報保護条例第6・7・13・69条を免責かの口調続行した職員に感情表現すると大声との批判）(例)職員研修資料等々	総務局総務課（総務グループ）	平成26年10月22日付け大総務第86号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「ICD-10」件）。「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負つ。生活保護法第4条 答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反）。 大市民第6121号「」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第6～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特に、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H23.2/17）後の作成する（H23.2月）行為。自立支援医療取り扱い欠くの自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）  実施機関は、「大声の基準示すもの」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
3	平成26年度 諮問受理第199号	平成27年1月6日 付け大総務第e-309号	平成26年10月17日	大総務第e-223号「公却（権利の濫用）」件の裁量濫用より、審査答申事案件は、「説明義務免責する」件（権利の濫用）欠く元から、地公法第35条規定が、「整合性」義務・28条「一慣性」義務等々の「総務局服務規律行動宣言」での明確化。「宣言免除・免責分かるもの求める！	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年10月30日付け大総務第e-237号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	答申事案（審査会・審議会）の整合性計れば、迅速に適宜対応可能な為、市民の最善の利益尽くす、又、最大の努力尽くす行政業務より、年数要すもの H20.3/26の6・7追記事項押印する医師指導「可」をCW発行（例） 「不利益」・「損害」等々のH20～H26の6年要す適否争う事案例示。 答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」（法律第123号見解「ICD-10コード」規定等欠く）不件  実施機関は、「宣言免除・免責分かるもの」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関すること」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
4	平成26年度 諮問受理第210号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1379号	平成26年9月22日	9/18、 大声「口論」は、接遇 問題の、職員基本条例第4条・職員 倫理規則の免責・免除を出来るもの 求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年9月30日付け大 生保生第836号 公開請 求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の 件名又は内容」の記載の内容から、 情報公開制度の趣旨から著しく乖離 しており、権利の濫用と解されるた め。	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22.2/17）以降、市 民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01 （区見解）の相違具体的明確なH19.10/7「医療要否意見 書」主張すもの 但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」 決定事項「大生保生第811号」部公件有。 大情審答申第272号調査資料別表1・2「大生支第113号」不 件 生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性 欠く」、矛盾山散。「ICD-10」相違。 大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件 相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開） 「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第4 号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらし」(冊子)  実施機関は、「職員基本条例第4条・職員倫理規則の免責・ 免除を出来るもの」との記載から、(え)欄に記載の公開請 求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白 に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると 判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
5	平成26年度 諮問受理第220号	平成27年1月16日 付け大福祉第3456 号	平成26年11月28日	行政行為事務事業の適否検証する機 会（市民対応）拒否する職員（福祉 局）を妥当見解示す職員基本条例規 定の条文決定求む。（人事室所管）	福祉局総務課（人 事・勤務条件グ ループ）	平成26年12月12日付け大 福祉第3102号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成26年12月22日	「適否」判断していない大情審答申第345号第5「審査会の判 断」有り、又、答申第332号「大健福第6515号」（「想像（ ）・思い込み（）」 CWH20.3/26発行件（法 令除く場合）イ）、大福祉第 「市民の声回答」否認・否定する福祉局の「」件妥当扱 う。 大福祉第3281号「市民の声6点 回答」・大政第e-43号 「市民の声12点」等々。 答申第272号「障害者自立支援法」、又、職員基本条例の案件 は、答申第332号欠く。局は「的確」主張する「不的確 」主張する の逆説逆論続行。  実施機関は、「行政行為事務事業の適否検証する機会（市民 対応）拒否する職員（福祉局）を妥当見解示す職員基本条例 規定の条文」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣 旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在 しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断し たため、(か)欄に記載の決定を行った。
6	平成26年度 諮問受理第227号	平成27年1月27日 付け大福祉第3614 号	平成26年12月22日	大福祉第3102号「公却（権利の濫 用）」件は、答申第345号-第5-5 「しかしながら～生野区役所の事務 事業の適否については何ら判断する ものではない」否認する為、答申尊 重義務より、再度、「適否」検証す る機会（市民対応）拒否する職員基 本条例規定の条文決定求む。	福祉局総務課（人 事・勤務条件グ ループ）	平成27年1月5日付け大 福祉第3299号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成27年1月13日	大情審答申第272号・332号「大健福第6290号」不件・「大福 祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第 604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不 件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援 法（ICD-10）除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大 個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見 解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く 為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の （回答）使用しているわけではない記載有り、大生保生第449 号「不非開示（大福祉第3281号「6点」見解争わず）」件 有。 大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開 示」件（ICD-10F40～45・48号見解）  実施機関は、「『適否』検証する機会（市民対応）拒否する 職員基本条例規定の条文」との記載から、(え)欄に記載の 公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そも そも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当 すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
7	平成26年度 諮問受理第231号	平成27年1月30日 付け大総務第149号	平成26年11月28日	行政行為事務事業の適否検証する機会(市民対応)拒否する職員(総務局)を妥当見解示す職員基本条例規定の条文決定求む。(人事室所管)	総務局総務課(総務グループ)	平成26年12月12日付け大総務第116号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	情報公開制度は、事務事業の適否判断せず(答申第345号-第5-5)。 「平成26年度個人情報の適正な取扱いに関する研修」資料上、大阪市の個人情報保護体制は、総務局個人情報保護管理者(総務局長)、と有る為、総務局責務示す。 大個審答申第57号-第5 大総務第e-240号「公却(特定不可)」件 「補正依頼」の請求事項は、趣旨理解する能力欠く全りに、個人情報否定激しい。 大政第249・329・330・400・401号「市民の声」H21~23年度回答類からの抜粋した回答等の整合性欠く大総務第e-267号「開却(特定不可)、e-64号「開却(特定不可)」、e-65・e-107・e-108号「開却(特定不可)」件等々有。  実施機関は、「行政行為事務事業の適否検証する機会(市民対応)拒否する職員(総務局)を妥当見解示す職員基本条例規定」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
8	平成26年度 諮問受理第235号	平成27年2月26日 付け大生総第223号	平成26年11月28日	行政行為事務事業の適否検証する機会(市民対応)拒否する職員(生野区役所)を妥当見解示す職員基本条例規定の条文決定求む。(人事室所管)	生野区役所総務課	平成26年12月12日付け大生総第172号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年12月22日	整合性欠く為、答申第345号-第5 審査会の判断従え。(審査会は適否判断していない) 個人情報「自立支援医療」取り扱い欠く CWには、違法性示す。 「補正依頼」理解不可。 CWの「他法他施策の活用」発行主張有。 生活保護法第4条解釈する障害者自立支援法(大情審答申第272号明示)主張や、大生保生第399号「不承認」件(大個審答申第69号)の障害者自立支援法主張有。 「障害者」主張している私の情報である。(法律第123号主張)  実施機関は、「適否検証する機会(市民対応)拒否する職員(生野区役所)を妥当見解示す職員基本条例規定の条文決定求む。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
9	平成26年度 諮問受理第236号	平成27年2月26日 付け大生総第225号	平成26年12月22日	大生総第172号「公却(権利の濫用)」件は、答申第345号-第5-5「しかしながら~生野区役所の事務事業の適否については何ら判断するものではない」否認する為、答申尊重義務より、再度「適否」検証する機会(市民対応)拒否する職員基本条例規定の条文決定求む。	生野区役所総務課	平成27年1月5日付け大生総第187号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成27年1月13日	大情審答申第272号・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(ICD-10)除外示したものの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e-43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(ICD-10F40~45・48号見解)  実施機関は、「再度『適否』検証する機会(市民対応)拒否する職員基本条例規定の条文決定求む。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
10	平成26年度 諮問受理第285号	平成27年3月31日 付け大市民第1084号	平成26年12月22日	大市民第698号「公却（権利の濫用）」件は、答申第345号-第5-5「しかしながら～生野区役所の事務事業の適否については何ら判断するものではない」否認する為、答申尊重義務より、再度、「適否」検証する機会（市民対応）拒否する職員基本条例規定の条文決定求む。	市民局総務課（総務グループ）	平成26年12月26日付け大市民第733号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法（答申第272号）・大生保生第399号（障害者自立支援法 答申第69号）・大生保生第811号（17件一括「公」件の「自立支援医療（精神通院医療）の概要」を神経症扱う）・答申第316号調査資料・答申第345号（神経症扱う大生保生第1085号「公」件）、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件（各職分）理由等！説明資料12点！ H22.2/19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている 職員（謝罪席不在）は、全面謝罪じゃありません（大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示（全面謝罪する記録欠く理由付け）、等々のCWの確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有。大生支第469号・73号・218号「ケース記録票H20.3/31・4/1」（公文書類）  実施機関は、「『適否』検証する機会（市民対応）拒否する職員基本条例規定の条文決定求む」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えらえる根拠に関する事」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
11	平成26年度 諮問受理第287号	平成27年3月31日 付け大市民第1088号	平成26年11月28日	「分かる様を書いて下さい」（桐嶋）係長主張（市民局）は、「分かる様」が、「特定出来る」事態示すなら、保有知らずの請求者が、「特定する分かる請求難しい条例第36条免責・免除の規定求む。	市民局総務課（総務グループ）	平成26年12月12日付け大市民第697号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5-3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、IDC-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20.3/26 CW「想像（ ）・思い込み（ ）発行」（H24.1/27）社援保発第0330001号I-4(2) イ「法令を除く場合」決定事項（行政処分） 答申第294号-第5-3(1)H22.5/20大健福第6054号（1098号）作成提出（ ）は、全面謝罪否認する水掛論を市民局 課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「 」と「 」合致せずの大市民啓第38号「開却（特定不可）」有。  実施機関は、「条例第36条免責・免除の規定求む」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えらえる根拠に関する事」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
12	平成26年度 諮問受理第288号	平成27年3月31日 付け大市民第1090号	平成26年11月28日	行政行為事務事業の適否検証する機会（市民対応）拒否する職員（市民局）を妥当見解示す職員基本条例規定の条文決定求む。（人事室所管）	市民局総務課（総務グループ）	平成26年12月12日付け大市民第698号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5-3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、IDC-10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号-第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20.3/26 CW「想像（ ）・思い込み（ ）発行」（H24.1/27）社援保発第0330001号I-4(2) イ「法令を除く場合」決定事項（行政処分） 答申第294号-第5-3(1)H22.5/20大健福第6054号（1098号）作成提出（ ）は、全面謝罪否認する水掛論を市民局 課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「 」と「 」合致せずの大市民啓第38号「開却（特定不可）」有。  実施機関は、「行政行為事務事業の適否検証する機会（市民対応）拒否する職員（市民局）を妥当見解示す職員基本条例規定の条文決定求む」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えらえる根拠に関する事」に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
13	平成27年度 諮問受理第22号	平成27年6月9日 付け大総務第e-46号	平成26年11月28日	「分かる様を書いて下さい」(桐嶋)(情報公開G 代理)は、「分かる様」が、理解出来ず。日本記入している為、「特定出来る」分かる様には(法令外不知)、請求者難しい条例第36条免責・免除の規定求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年12月10日付け大総務第e-291号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e-358号」公開実施有。 反則示す(大総務第e-255号)e-108・e-267号「合致欠く」開却件有。 大総務第e-108号・e-267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く(福祉局見解)為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く!  実施機関は、「条例第36条免責・免除の規定」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
14	平成27年度 諮問受理第23号	平成27年6月9日 付け大総務第e-47号	平成26年11月28日	職員服務規律研修資料(管理職級)は、早期解決や執務以上行え、等の明示だが、代理は、拒否続行中の為、規律免除する特記事項求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成26年12月10日付け大総務第e-292号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e-358号」公開実施有。 反則示す(大総務第e-255号)e-108・e-267号「合致欠く」開却件有。 大総務第e-108号・e-267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く(福祉局見解)為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く!  実施機関は、「規律免除する特記事項」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
15	平成27年度 諮問受理第45号	平成27年6月25日 付け大総務第76号	平成26年12月22日	大総務第116号「公却(権利の濫用)」件は、答申第345号-第5-5「しかしながら~生野区役所の事務事業の適否については何ら判断するものではない」否認する為、答申尊重義務より、再度、「適否」検証する機会(市民対応)拒否する職員基本条例規定の条文決定求む。	総務局総務課(総務グループ)	平成27年1月5日付け大総務第136号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年1月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第4条違反。 大政第188号「答申第316号調査資料。 又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」(大情審答申第272号調査資料別表2)否定や大生支第470号「不非開示」件(大健福第1918号「公」件見解)否認。 「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。 市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由(医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第(3239)・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366-3・1825・2076・2138号「不」件相反する。  実施機関は、「『適否』検証する機会(市民対応)拒否する職員基本条例規定の条文」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第332号第5の11(3)にいう「そもそも明白に存在しないと考えられる根拠に関する事」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成26年度 諮問受理第191号	平成26年12月24日 付け大生保生第 1308号	平成26年10月10日	生野区生活支援は、生活保護法第50条主張続け、決定事項行政処分行い、「答申第332号」下ル中、H25.8/2「理由説明書」大生保生第556号は、法第50条2項否定主張した大生保生第251号「不非開示」件弁明、法第50条1項調査主張するが、大生保生第1398号「不非開示」件（調査理由欠く）有り、「権利の濫用」根拠欠く。「権利の濫用」理由求める！	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月17日付け大生保生第980号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認（否定）するもの決定せよ。 H25.3/21「記者会見」するH20.3/26「発行（指導）」理由要す。行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。  実施機関は、「『権利の濫用』理由求める！」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
2	平成26年度 諮問受理第214号	平成27年1月8日 付け大生保生第 1387号	平成26年10月23日	疎明資料（左上記表示）～6点等は、「権利の濫用」主張を全く相違の解釈「見解」大福祉第802号「不非開示」・大生保生第251号「不非開示」件「不同意回答否定する 大生保生第556号「理由説明書」（前記件）より、大生保生第646号「不非開示」（同意書不添付）件、大生保生第98号「不非開示」件、大情審答申第272号「大生支第113号」法的根拠欠如する不非公開の適法。（解釈するもの）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年11月5日付け大生保生第1070号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反（自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件） 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。（＝大健こ第411号H26.10/22）法律第123号（ICD-10コード基準）当局見解の否認は、不法行為。  実施機関は、「大情審答申第272号『大生支第113号』法的根拠欠如する不非公開の適法。（解釈するもの）」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。
3	平成26年度 諮問受理第221号	平成27年1月19日 付け大生保生第 1447号	平成26年9月1日	大情審答申第349号の5「今後の対応について」は、(2)14行目「答申に不満」がありを明確化するもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年9月12日付け大生保生第789号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」の記載の内容から、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため。	平成26年9月18日	大情審答申第272号「大生支第113号」不件の調査資料別表1・2全点 大個審答申第57号「大生支第470号」不件、及び、全件（大生支・大健福） 大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認件、大情審答申第316号調査資料（大政第188号「公」件）<6・7押印違法行為> 大情審答申第332号「大健福第5580・6290号」不件、「大福祉第1371・1951・2026号」不件、「大生保生第574・604・624号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件等々の本人不同意調査規定欠如、「神経症（抑うつ状態）」規定や有るもの欠如、法第50条事例・判例欠如。又、大生保生第579・684号「不非公開」件。  実施機関は、「『答申に不満』がありを明確化するもの求める。」との記載から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第349号第5の5(3)にいう「答申に対する不満を述べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
4	平成26年度 諮問受理第271号	平成27年2月26日 付け大市民啓第 275号	平成26年1月17日	市民局は、大総務第e-3号P.5 「人権相談する弁護士の回答に不満 抱く」明示に該当する事案、並びに 記録求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年1月31日付け大 市民第6211号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成26年3月12日	処分の取り消しを求め、「保有」する整合性や「不承認」理 由不明の大市民第6126号、他大市民第6121号「不承認」繰り 返す職員行為の「個人情報」根拠示すもの求める。「無診 療」に他法優先不可能！（異議申立人の件） 大市民第6139・6167号「開」（弁護士分）は、「不 相当」の解明をも示している。 大市民第6176・6183号「開」「公」の同案関係は、6130号 「不非開示」相違や6161号「不非開示」も相違。6181・6182 号「却」（権利の濫用）は、情報公開（HP公）するものを 情報提供拒否、等々の「矛盾だらけ」 同じく拒否する為、提供せよ。  実施機関は、「大総務第e-3号P.5『人権相談する弁護 士の回答に不満抱く』明示に該当する事案、並びに記録求め る。」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、 答申第349号第5の5(3)にいう「答申等根拠資料についての 公開請求など、上記アからウに関する答申に対する不満を述 べるに過ぎない公開請求」に該当すると判断したため、 （か）欄に記載の決定を行った。
5	平成27年度 諮問受理第91号	平成27年11月27日 付け大市民啓第 121号	平成26年5月15日	市民局は、「法第123号」所管見解の 大健こ第145・258・580号「不非公 開」件や生活保護法所管見解の大福 祉第1951・2026・3570号「不非公 開」件（答申第332号「件」左上2 件）を実施ながら、大市民第6121号 （書面）の「神経症」該当する 見解（有効性主張）の法令資料求め る。（「医療」を職員見解するの は、医師法違反）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年5月28日付け大 市民啓第20号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成26年7月3日	処分の取り消しを求め、大市民第6127号「不非公開」件（答 申第332号「件」）からの「神経症」6・7貼る見解可能な法 令根拠「特定・決定」する法的責務負う。 弁護士は、書面（大市民第6121号）関与欠如。 書面（大市民第6121号）を法的根拠関係性欠如は、「意 見」「要望」満なす。 即ち、職員は、市民本人（異議申立人）を精神疾患扱い することでのスケープゴード計る。 「自立支援医療の適用指導は、有効性」主張。  実施機関は、（え）欄に記載の旨の公文書の公開請求の趣旨 を「平成24年1月4日大市民第6121号において開示した、異 議申立人の相談内容に関連して、人権啓発・相談センターが 弁護士に対して見解を求め、その内容をとりまとめた 「自立支援医療適用に係る行政行為について」の文書の内容 を不満とし、弁護士の見解に関する文書を示し、事実 に合致しないこと、弁護士見解が矛盾することを主張し、その 根拠となる文書を求めるもの」とであると解し、当該根拠文書 については答申第332号においてすでに文書が存在しないこと が明白であると判断されているところ、本請求において異議 申立人は同根拠文書を求めており、当該請求は、答申第349号 に記載のある「答申等根拠資料についての公開請求など、上 記アからウに関する答申に対する不満を述べるに過ぎない公 開請求」に該当し、情報公開制度の趣旨から著しく乖離して おり、権利の濫用と解されることから、（か）欄に記載の決 定を行った。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成27年度 諮問受理第5号	平成27年5月7日 付け大こ青第253号	平成27年3月17日	子ども青少年局子ども家庭課の「不登校対策する職員研修資料」・「児童虐待する職員研修資料」求める。	子ども青少年局こども家庭課	平成27年3月31日付け大こ青第2915号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年4月13日	雇児総発第0823第1号（平成25年8月23日）、厚生省文児第188号（昭和30年9月30日）、子どもの権利条約（憲法第98条2項） 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律は、人権研修を日本政府が、国連10年国内行動計画（平成9年7月9日）実行指導している為、「職員研修資料」欠いては、不法行為、或いは、「知識欠く」（大人事第19号「知識得る」公開資料の矛盾示す。  実施機関は、「『不登校対策する職員研修資料』・『児童虐待する職員研修資料』」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第387号第5の4にいう公開請求に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成27年度 諮問受理第10号	平成27年6月5日 付け大人事第13号	平成27年5月1日	「クレーム対応」（例）の同種。 （例）所属研修支援：クレーム対応講座（応用）の事例研究（大阪市作成分） 人事室	人事室総務課	平成27年5月15日付け大人事第7号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年5月25日	初めての請求であり、「答申」事案欠く「クレーム対応」の請求している。又、組織的に全所管の保有欠くのは、旧年より不自然示す。 知る権利の侵害かつ不利益である。 面談強要等仮処分申立事件の証拠物件一環の「クレーム対応」示す。  実施機関は、「『クレーム対応』（例）の同種。（例）所属研修支援：クレーム対応講座（応用）の事例研究」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第387号第5の4にいう公開請求に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成27年度 諮問受理第11号	平成27年6月5日 付け大総務第59号	平成27年5月1日	「クレーム対応」（例）の同種。 （例）所属研修支援：クレーム対応講座（応用）の事例研究（大阪市作成分） 総務局	総務局総務課（総務グループ）	平成27年5月15日付け大総務第33号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年5月25日	初めての請求であり、「答申」事案欠く「クレーム対応」の請求している。又、組織的に全所管の保有欠くのは、旧年より不自然示す。 知る権利の侵害かつ不利益である。 面談強要等仮処分申立事件の証拠物件一環の「クレーム対応」示す。  実施機関は、「『クレーム対応』（例）の同種。（例）所属研修支援：クレーム対応講座（応用）の事例研究」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第387号第5の4にいう公開請求に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。
4	平成27年度 諮問受理第42号	平成27年6月24日 付け大市民第227号	平成27年5月1日	「クレーム対応」（例）の同種。 （例）所属研修支援：クレーム対応講座（応用）の事例研究（大阪市作成分） 市民局	市民局総務課（総務グループ）	平成27年5月15日付け大市民第99号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるため	平成27年5月25日	初めての請求であり、「答申」事案欠く「クレーム対応」の請求している。又、組織的に全所管の保有欠くのは、旧年より不自然示す。 知る権利の侵害かつ不利益である。 面談強要等仮処分申立事件の証拠物件一環の「クレーム対応」示す。  実施機関は、「『クレーム対応』（例）の同種。（例）所属研修支援：クレーム対応講座（応用）の事例研究」との記載から、（え）欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第387号第5の4にいう公開請求に該当すると判断したため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 却下する理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
5	平成27年度 諮問受理第44号	平成27年6月24日 付け大生総第80号	平成27年5月1日	「クレーム対応」(例)の同種。 (例)所属研修支援：クレーム対応 講座(応用)の事例研究(大阪市作 成分) 生野区役所	生野区役所総務課	平成27年5月15日付け大 生総第61号 公開請求却 下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成27年5月25日	初めての請求であり、「答申」事案欠く「クレーム対応」の 請求している。又、組織的に全所管の保有欠くのは、旧年よ り不自然示す。 知る権利の侵害かつ不利益である。 面談強要等仮処分申立事件の証拠物件一環の「クレーム対 応」示す。  実施機関は、「『クレーム対応』(例)の同種。(例)所属 研修支援：クレーム対応講座(応用)の事例研究」との記載 から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第387号第5 の4にいう公開請求に該当すると判断したため、(か)欄に 記載の決定を行った。
6	平成27年度 諮問受理第57号	平成27年8月18日 付け大福祉第1836 号	平成27年5月1日	「クレーム対応」(例)の同種。 (例)所属研修支援：クレーム対応 講座(応用)の事例研究(大阪市作 成分) 福祉局	福祉局総務課	平成27年5月15日付け大 福祉第510号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄に記載された内容に 係る請求は、情報公開制度の趣旨か ら著しく乖離しており、権利の濫用 と解されるため	平成27年5月25日	初めての請求であり、「答申」事案欠く「クレーム対応」の 請求している。又、組織的に全所管の保有欠くのは、旧年よ り不自然示す。 知る権利の侵害かつ不利益である。 面談強要等仮処分申立事件の証拠物件一環の「クレーム対 応」示す。  実施機関は、「『クレーム対応』(例)の同種。(例)所属 研修支援：クレーム対応講座(応用)の事例研究」との記載 から、(え)欄に記載の公開請求の趣旨が、答申第387号第5 の4にいう公開請求に該当すると判断したため、(か)欄に 記載の決定を行った。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。